

ecoで 防災・減災

～南海トラフ巨大地震への備え～

本県では、南海トラフの巨大地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震による大きな被害が心配され、

このような大規模な地震や津波を迎え撃つためには、各主体がそれぞれの役割に応じた地震津波対策に取り組むことが必要です。

自然エネルギーを活用した災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築に向けた取組をはじめ、環境モニタリング体制の整備による環境被害対策や灾害廃棄物対策など、防災・減災の視点を取り入れた環境対策を推進します。



徳島保健所庁舎災害時電気自動車充電設備

5-1 自然エネルギーを活用した防災・減災対策の推進

(1) 現状と課題

- 東日本大震災を契機として、「エネルギーの地産地消」や、災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築が求められています。
 - また、南海トラフ巨大地震等による甚大な被害が危惧される本県においては、これまでの「防災」だけでなく、新たに、被害を最小化する「減災」の視点を加えた対策を講じていく必要があります。
-

(2) 取組展開

5-1-1 自然エネルギーを活用した防災・減災対策の推進

① 防災拠点等への自然エネルギーの整備推進

重点取組 災害に強い特性を有する自然エネルギーを活用し、「自立・分散型エネルギー社会」の構築のため、防災拠点となる施設(病院や学校、庁舎)や避難所施設に太陽光パネル、リチウムイオン蓄電池、LED避難灯等の整備を着実に進めるなど、住民が安心して暮らせる「災害に強いまちづくり」を推進します。(再掲)

- 災害に強い自然エネルギーの特性や活用方法などを積極的にPRし、自然エネルギーを活かした「災害に強いまちづくり」に向けて啓発活動を積極的に展開します。

② 自然エネルギー設備・施設の活用

- 企業局が運営する県営和田島太陽光発電所に付加された災害時の非常用電源機能を防災訓練等に活用するなど、自然エネルギーを活用した「災害に強いまちづくり」を推進します。

5-2 環境モニタリング体制の整備による環境被害対策の推進

(1) 現状と課題

- 本県は、南海・東南海地震及び津波による被害や中央構造線など活断層の直下型地震の被害を受ける地域が多く、その可能性も高まっています。
- そのため、地震や津波の災害が発生した場合、特に有害物質の環境への漏

洩や、被災建築物からアスベストが飛散するなど二次災害が懸念され、緊急時の体制を整備しておくことが必要です。

(2) 取組展開

5-2-1 環境モニタリング体制の強化

① 環境モニタリング体制の整備

- 重点取組** 有害物質の漏洩飛散などによる環境影響の把握や対策を迅速かつ的確に進めるため、事業者等の有害物質の保有情報を集積します。
- 災害が起きた場合の体制強化を図るため、環境保全協定等事業者と連携し、情報の共有を図ります。
 - あらかじめ災害の規模・地域性などの特性に応じたモニタリング体制の整備を進めます。

5-3 災害廃棄物対策の推進

(1) 現状と課題

- 東日本大震災は、M9.0の地震と大規模な津波により、東北地方太平洋沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらしました。
 - 南海トラフ巨大地震の発生時には、大きな被害が想定される徳島県においても、阪神・淡路大震災、東日本大震災での教訓を生かし、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物の処理について、平時からその処理体制に関し、市町村や関係団体、さらには、近隣県等と検討を深め、万全の準備をしておく必要があります。
-

(2) 取組展開

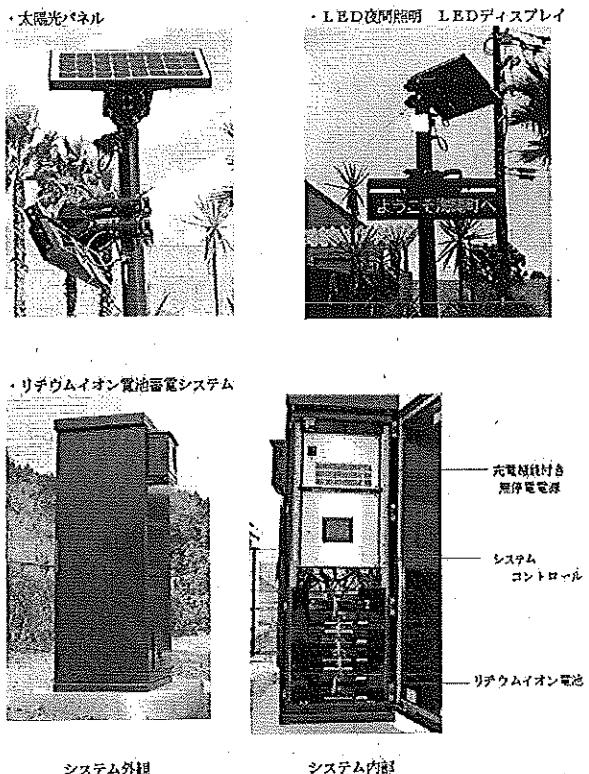
5-3-1 災害廃棄物処理体制の強化

① 災害廃棄物処理計画の見直し

- 重点取組** 東日本大震災での課題、南海トラフ巨大地震に係る新たな被害想定等を踏まえ、県及び市町村の災害廃棄物処理計画の見直しを進めます。

② 広域処理体制の整備

- 災害廃棄物の処理について、県内での処理体制を強化するとともに、県域を越えた広域的な処理体制の整備を進めます。

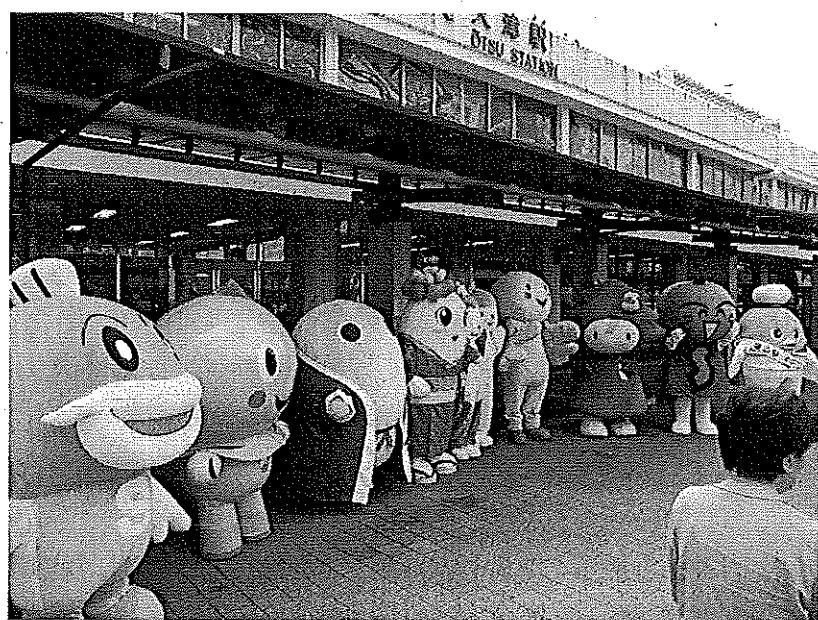


多機能防災システム

環境リーダー[—] とくしま

～保全・創造の基盤づくり～

持続可能な社会を実現するためには、
環境問題の現状や特性などを十分に把握し、
あらゆる場面に環境配慮の考え方を織り込むとともに、
四国や関西などと連携した広域的な取組を進めていく必要があります。
様々な主体が自然な形で、容易に環境配慮のための取組を実行できるよう、
環境配慮に関するルールや促進方策、環境情報の整備・提供、環境問題や
環境配慮技術等に関する調査研究体制の充実など、
県域を越えた広域的な連携のもとでの、
環境の保全・創造のための基盤づくりを推進します。



関西広域連合節電対策キャンペーンキックオフイベント

6-1 関西広域連合などの広域的な環境保全対策

(1) 現状と課題

- 2011年12月に関西・中国・四国の2府5県(現在11府県・政令市)で関西広域連合が発足し、広域環境保全分野でも、「温室効果ガス削減のための広域取組」、「府県を超えた鳥獣保護管理の取組」、「関西広域環境保全計画の策定・推進」を実施することとなっており、特にカーボン・オフセットに関する「クレジットの広域活用」については、本県がチームリーダーとして施策推進の責務を担っています。
- 関西地域における自然調和型社会づくりを推進するため、カワウなど府県を超えて被害を与える野生鳥獣に対して、関西全体で適正な保護管理を実施するとともに、生物多様性に関する情報の共有や一元化が求められています。
- 四国四県でも「四国四県連携事業」として、「四国地球温暖化対策推進連絡協議会」におけるクールビズやウォームビズの取組や、「四国圏カーボン・オフセット推進協議会」におけるカーボン・オフセットに関する施策を共同で実施しています。
- このほか、「四国地域エネルギー・温暖化対策推進会議」による产学研官での取組なども推進されています。
- 中四国地方における共同取組としては「bikebiz会議」によるモーダルシフトの取組を共同して進めています。
- 産業廃棄物は県境を越えて広域的に流入・流出されることもあり、県内での不適正処理や不法投棄の防止を図るために水際での防止が求められます。

(2) 取組展開

6-1-1 関西・四国の中の徳島

① 関西広域連合(広域環境保全局)における取組

重点取組 広域環境保全計画に定められた「低炭素社会づくり」、「自然共生社会づくり」、「循環型社会づくり」、「安全・安心で歴史と文化の魅力あるまちづくり(生活環境の保全を含む)」、「持続可能な社会を担う人育て」の5つの施策の基本方向に基づき積極的に取り組みます。

重点取組 特に、本県がチームリーダーの責を担っている「クレジット調査検討作業チーム」においては、新たに創設された「J-クレジット制度」の地域版に関する検討や共通ラベルの試行等、制度化・規格化に関する取組を進めます。

- 住民・事業者への普及啓発(関西エコスタイルの推進や関西エコオフィス宣言事業所の募集等)に取り組みます。
- エコポイント事業(関西スタイルのエコポイント)の普及に取り組みます。

- 電気自動車やプラグイン・ハイブリッド車の普及に向けて、広域的に取り組みます。
- 太陽光や太陽熱、水力、風力など、自然の力を活用した自然エネルギーを積極的に導入することにより、地域分散型のエネルギー比率を高め、自立度の高い社会を目指します。
- 広域的に移動し被害を与えてるカワウについて、モニタリング調査等を踏まえたカワウ広域保護管理計画を策定し、広域実施で効果のある被害対策等を推進します。
- 生物多様性に関する情報の共有・一元化と流域全体での生態系サービスの維持・向上に取り組みます。
- 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進し、関西全体の廃棄物最終処分量の低減を推進するとともに、都市部と農山漁村地域の近接を活かした資源循環システムの構築を図ります。
- 水・土壤・大気環境の保全による、快適で安全・安心な生活環境の創出を図るとともに、環境に配慮しつつ、多様で厚みのある歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進します。
- 自然・歴史・文化など構成府県がそれぞれに持つ地域特性を最大限に活かした交流型の環境学習を開催するとともに、気づきや感動を大切にした年少期における環境学習を推進します。

② 四国四県における取組

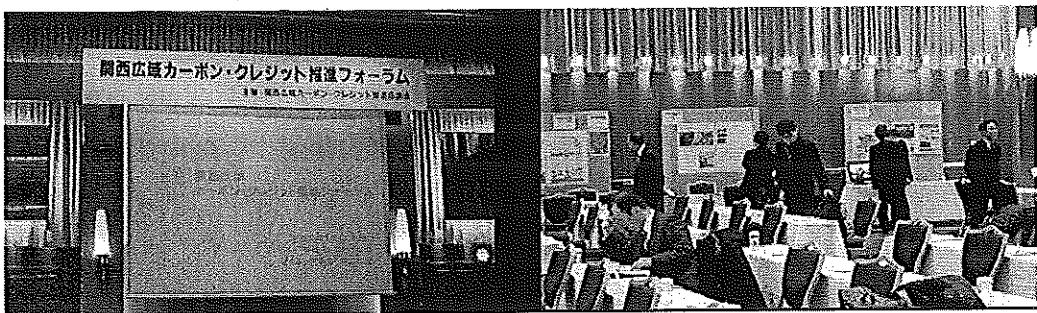
- 四国地域エネルギー・温暖化対策推進会議における支援プロジェクトの推進など、四国四県及び国出先機関の協働事業を推進します。
- 四国地球温暖化対策推進連絡協議会において、「クールビズ・ウォームビズ」の推進を四国四県で連携して推進します。
- カーボン・オフセットに関する行政協議会を通じ、四国四県におけるカーボン・オフセットの普及や技術者、地方検証人の育成に努めます。

③ 中四国における取組

- 中四国bikebiz会議において、徒歩や自転車、公共交通機関へのモーダルシフトの取組を連携して推進します。

④ 産業廃棄物運搬車両の合同検問の実施

- 兵庫県と連携し、大鳴門橋を挟んだ淡路側と鳴門側のインターチェンジ出入口付近で、産業廃棄物運搬車両の合同検問を実施します。



関西広域連合カーンポンクレジット推進フォーラム

6-2 開発における環境配慮の実施

(1) 現状と課題

- 本県では、徳島県環境基本条例において、施策の策定・実施に当たっての環境の保全・創造への配慮や環境影響評価制度などの積極的な推進について規定しており、これを踏まえて、平成12年3月に徳島県環境影響評価条例が制定され、一定の要件を満たす大規模な開発事業等の実施に際しての環境影響評価を事業者に義務づけています。
- 徳島県環境影響評価条例の対象とならない中小規模の事業についても、徳島県公共事業環境配慮指針等に基づき、周辺環境等に配慮した事業を実施しています。

(2) 取組展開

6-2-1 環境影響評価体制の整備

① 環境影響評価制度の充実・強化

- 大規模開発事業における環境への負荷の防止及び低減を図るため、徳島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続を適正に実施します。
- 経済社会情勢の変化や県民ニーズ等を踏まえ、環境影響評価制度の対象事業追加やインターネットを利用した縦覧手続の導入について、調査・研究を進めます。

② 公共事業における環境配慮の実施

- 公共土木工事における環境配慮を推進するため、徳島県公共事業環境配慮指針の適切な運用を図ります。
- 農業農村整備事業における環境配慮を推進するため、徳島県田園環境

配慮マニュアルの適切な運用を図ります。

③ 土地利用対策における環境配慮

- 徳島県土地利用指導要綱に基づく開発指導を通じて、県民の安全で良好な地域環境の確保に努めます。

6-3 規制的・経済的手法の活用

(1) 現状と課題

- 地球温暖化対策の推進に当たっては、「普及啓発」、「経済的手法」、「規制的手法」の3つを総合的に推進する必要があります。
- 本県では、全国初の科料を科す条例となった「徳島県地球温暖化対策推進条例」を2009年4月に施行し、着実な推進を図っています。
- このうち、社会における効果が最も期待される「経済的手法」の一つである、「環境税」については、社会全体でのコンセンサスが得られない状況にあります。
- このため、当面の間はエコポイント制度やカーボン・オフセットなど、既存の経済的手法を援用しながら、社会全体を低炭素社会に変革していく必要があります。
- 県民、事業者等への適切な規制や経済的手法の実施を推進する必要があります。

(2) 取組展開

6-3-1 経済的手法の活用

① 経済的手法の導入

- 関西エコポイントやJ-クレジット制度、あるいは「とくしま協働の森づくり事業」によるカーボン・オフセットの活用を図ります。
- カーボン・オフセットに関するクレジットの企画や取扱、償却を行うプロバイダ等の業務を行うコンサルタントや金融機関、証券会社等を養成します。
- 県民や事業者の自主的な環境保全活動を促進するため、県の補助、融資制度の推進を図るとともに、県以外の制度に関する情報提供を行うことにより補助金や資金融資等の活用を図ります。

② 環境保全等を目的とする条例の着実な推進

- 地球温暖化対策推進条例に基づく届出対象事業所等に対する着実な指導を行うほか、エコドライブやプロン対策等の情報提供や指導を合わせて行います。

6-4 環境情報の提供と基盤整備

(1) 現状と課題

- 本県においては、県ホームページにおける環境情報の充実をはじめ、環境白書等の刊行やパンフレット等の作成・配布、県の各種広報媒体の活用などを通じて、環境に関する施策や事業等に関する情報提供を行っています。
- 地球温暖化問題をはじめとする現在の環境課題への対応に当たっては、従来の普及啓発的なWebサイトの設置やフォーラム、印刷物の配布といった一方的な情報提供ではなく、担当コンシェルジュの配置や、外部資金情報の提供アドバイスなど、「双方向的な情報提供」が求められるようになってきています。

(2) 取組展開

6-4-1 環境情報の共有体制の整備

① Webサイトをはじめとした情報提供の充実

- 県民や事業者のニーズを踏まえ、Webサイト、環境白書、各種刊行物など多様な媒体を活用した環境情報の提供体制を整備します。
- 徳島県や徳島県地球温暖化防止活動推進センター、関西広域連合等のWebサイトを充実させ、これまでの一般知識情報に加えて、環境アドバイザー やうちエコ診断員等の専門家の紹介や、助成・融資など支援制度に関する情報、カーボン・オフセットに関する商品やクレジットの販売情報等の提供を行います。

② 環境コンシェルジュの配置

- 国の支援制度等を活用し、徳島県地球温暖化防止活動推進センターや高等教育機関内に「環境コンシェルジュ」を配置し、地球温暖化対策に関する照会や相談に対応します。



とくしまの環境ホームページ

6-5 調査・研究体制の充実

(1) 現状と課題

- 県内の環境保全に関する研究者・技術者は少なく、各高等教育機関に分散している上に、プロジェクトの推進に当たっては複数領域の研究者の協力が必要となっています。
- 総合的な環境研究の推進を行うコーディネーターやスーパーバイザーの養成を図り環境保全に関する調査研究や技術開発を本県をフィールドとして、蓄積させていく必要があります。
- 産学民官による連携のさらなる強化が求められます。
- 「LEDバレイ構想」によるLED関連企業のさらなる集積の加速化、高機能素材を活用した新技術の開発、食品残渣等の未利用資源の有効利用についての研究が課題となっています。

(2) 取組展開

6-5-1 調査研究の推進

① 調査研究機能の充実

- 保健製薬環境センターの機能強化に向けて、人材の育成を図るとともに外部評価制度の充実など体制の整備を推進します。

② 産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進

重点取組 高等教育機関及び徳島県地球温暖化防止活動推進センターにより、国の支援制度等を積極的に活用し、環境研究や環境・エネルギー技術開発に関する研究、あるいは製品開発に関する共同化を推進します。

③ 国の諸制度を活用した「研究集約地域」の検討

- 国の総合特区や環境未来都市、環境モデル都市等の指定を念頭に置き、先進モデル地区に環境研究・技術開発に関する研究者・技術者を集約していくよう、国、高等教育機関に働きかけます。

④ 環境関連製品等の調査研究の推進

- 「LEDトータルサポート拠点」である工業技術センターの性能評価体制を充実させ、LED応用製品の開発支援を行います。
- リチウムイオン蓄電関連技術の創出などにより、多様な自然エネルギーの導入を推進します。
- 高機能素材の加工技術の研究開発により、省エネ施策を推進します。
- 未利用資源や金属などの有効活用についての研究開発を推進します。



徳島県立保健製薬環境センター

みんなでつくる 環境首都

～参加と協働による環境保全への取組～

今日の環境問題は、あらゆる者が加害者でもあり被害者でもあるため、地域社会を構成するすべての主体が連携・協力し、それぞれの責務や役割のもとで環境保全に取り組む必要があります。

人と環境との関わりを理解し、主体的・積極的に環境保全に取り組む人づくりに取り組むとともに、環境保全に向けてあらゆる主体が互いに連携・協力するパートナーシップの形成を促進することにより、参加と協働による環境保全への取組を推進します。



環境首都とくしま創造センター（エコみらいとくしま）開所式

7-1 環境教育・環境学習の充実

(1) 現状と課題

- 本県では、学校教育に関しては、自らの体験を取り入れた実践的な環境学習が行われています。また、社会教育に関しては世代やライフステージに応じた様々な環境学習の機会の提供、各種イベントによる普及啓発で、県民の環境保全意識も向上しています。
さらに、NGO・NPOなど民間団体の環境学習活動も活発で、環境学習活動の強化が図られています。
- 今後は、自分たちの住んでいる地域を知り、地域の環境のすばらしさや課題を理解し、どのような地域にしたいかを考え、地域の環境保全に取り組めるように、地域との連携をより推進していくことが求められます。
- 学校教育においては、総合的な学習の時間などを活用し、環境教育が行われています。
- 学校教育における環境教育カリキュラムの充実や環境教育指導力の向上が課題となっています。

(2) 取組展開

7-1-1 総合的な環境教育・環境学習の推進

① 環境教育・環境学習の推進

- 環境教育・環境学習の、総合的・体系的な取組を推進します。
- 関係機関との連携を強化するとともに、環境学習や環境活動等に関する支援を進めます。

② 人材の育成及びネットワーク化の推進

重点取組 地域における環境学習等の指導者や地域リーダーの育成、環境アドバイザー等の人材育成やネットワーク化を推進します。

③ 県民の意識啓発の強化

- 環境関連イベントの開催など、普及啓発事業を総合的・体系的に実施します。

7-1-2 学校教育における環境教育の推進

① 環境教育活動の推進

重点取組 「新 学校版環境ISO」の認証取得を進めるとともに、エネルギーに関する教育を充実させ、生命や自然を大切にし、地域の環境を守るために行動できる、郷土を愛するモラルの高い児童生徒を育成します。

- 博物館において、普及教育事業として、学校へ講師を派遣し、出前授業を実施します。
- 県内の学校に対し、森林環境教育の企画・立案・指導ができる「森林づくりリーダー等」の紹介を行います。

② 教員の指導力向上

- 「新 学校版環境ISO」の認証システムや効果的な取組方法等について研修するエコリーダー養成講座を実施します。
- 環境・エネルギーに関する取組の発表及び講演会を行います。
- 教職員に対し、森林の重要性と森林活動に対する理解を深めるための研修講座を開講します。

7-1-3 地域や社会における環境学習の推進

① 環境学習機会の充実

- 学校や民間団体などの関係機関との連携のもとで、子どもを対象にした実践的な環境学習活動を推進します。
- 環境学習講座など、県民を対象にした啓発活動に努めます。
- 環境学習活動を支援するため、環境学習教材などの提供に努めます。
- 佐那河内いきものふれあいの里など自然観察や体験機能をもった環境学習拠点施設の整備及び機能充実に努めます。

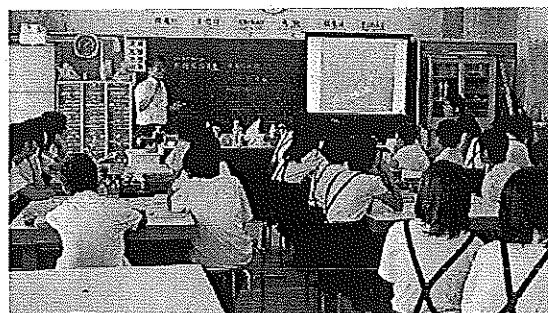
重点取組 自然エネルギーで発電事業を行う企業局施設を活用した環境学習機会の提供に努めます。

- 博物館において、普及教育事業として「野外生きものかんさつ」を実施します。

② 多様な主体との連携の強化

重点取組 多様な主体との連携・交流を推進し、幼児から高齢者までそれぞれのライフステージや家庭や学校、企業や地域社会など多様な場における環境学習活動を促進します。

- ③ 学校における環境学習内容の家庭や地域への波及
- 「新 学校版環境ISO」の認証取得を進めることにより、学校における節電・ごみ分別・リサイクル活動などの取組を地域に広げ、児童・生徒が地域に出向いて、環境美化活動や自然観察などの体験活動を積極的に行い、環境学習内容を家庭や地域に波及させていきます。



小学校での出前環境講座

7-2 自主的な環境保全行動の促進

(1) 現状と課題

- 今日の環境問題の解決には、あらゆる主体がそれぞれの責務と役割に応じて、相互に協力・連携しながら、自主的、積極的に環境の保全に取り組むことが重要です。
- 地球温暖化問題など環境問題の解決には、企業、県民、NPO、高等教育機関など様々な主体の各々が対策を推進する必要があります。
- 特に資金や人材ネットワークの点で事業や活動の実施が困難な中小企業やNPOに対しては、国の支援制度等の活用や、関係する研究者・技術者の紹介など、プロジェクトの構想段階から支援していく必要があります。
- 各主体のパートナーシップによる環境保全活動として、「とくしま環境県民会議」において各種環境活動が推進されているほか、地域の住民と行政等が協働して河川や道路など公共施設の環境美化活動に取り組むアドプトプログラムが全県的に普及・定着しています。

(2) 取組展開

7-2-1 各主体の自主的な取組の促進

① 県民・事業者による自主的取組の促進

- 環境の保全・創造への県民共通の行動指針・規範である「環境首都とくし

ま憲章」のさらなる普及を図ります。

重点取組 環境の保全・創造に関する顕著な功績を称え、県民等による自主的・積極的な環境保全活動等を促進するため、とくしま環境賞などの顕彰制度の充実及び活用を図ります。

- 県における「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」に基づく取組を推進するとともに、事業者等における「ISO14001」や「エコアクション21」などの環境マネジメントシステムの認証取得を促進します。

② 「とくしま環境県民会議」等のコンソーシアムへの参加

- とくしま環境県民会議やみなみから届ける環づくり会議等の産学民官コンソーシアムに次世代を担う若手研究者・技術者やNPOの参加を求め、事業や企画に従事してもらうことで、環境保全活動に関する知識・スキルの向上を図ります。

③ 「NPO法人環境首都とくしま創造センター」での支援策

- 企業、NPOの環境活動支援を目的に創設された「NPO法人環境首都とくしま創造センター」において、国の施策や支援制度等に係る情報提供や、企画提案講座の開催など、事業や活動の安定化を図るために支援を行います。
- 地球温暖化対策については、併設されている徳島県地球温暖化防止活動推進センターに所属する研究員やスタッフの指導を仰ぎながら、プロジェクトの企画、国の支援制度等の活用、キーパーソンの選定、コンソーシアムの設置、合意形成等に関する支援を行います。

7-2-2 パートナーシップによる環境保全活動の促進

① 環境保全活動の推進に関する基盤整備

- とくしま環境県民会議などを中心に県民、事業者、民間団体等の連携体制の充実を図り、協働による主体的な環境活動を促進します。

重点取組 徳島県地球温暖化防止活動推進センター、高等教育機関の産学官連携組織、とくしま環境県民会議と協働し、事業の企画立案や実践手法に優れた能力を持つスーパーバイザーの育成を図ります。

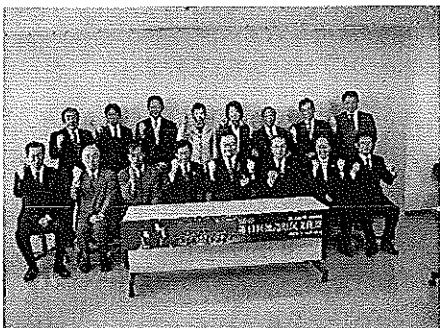
- 県や徳島県地球温暖化防止活動推進センターのWebサイトを活用し、企業やNPO、市町村、コンソーシアム等に対し、国の施策や支援制度等の情報発信、情報共有を行うとともに、企画提案や計画手法に関する支援を行います。
- 事業者や環境活動実践者により、環境分野からの本県の将来像と取組について話し合う「とくしまのかたち創造会議（仮称）」を設置するなど、情報や課題、立場の違いを共有しながら行動できるしくみづくりを進

めます。

② 政策提言能力の強化

- 国や四国環境パートナーシップオフィス(四国EPO)と連携し、企業やNPOの環境政策に関する政策提言能力を高めるための取組を展開します。

とくしま環境県民会議



交通社会実験記者発表



クリーンエネルギー推進チーム

7-3 新たな仕組みづくりによる参加と協働の推進

(1) 現状と課題

- 地球温暖化対策をはじめとした現在の環境課題への対応については、产学研官の各主体が取り組むだけでは困難なものが多く、これらが連携して事業や活動の推進を図っていくことが必要な場合があります。
- 産学民官の協働活動を実際に推進していくに当たっては、専門的知識、企画提案力に合意形成能力を兼ね備えたスーパーバイザーが不可欠であり、若い研究者・技術や行政・NPO職員の中から、次世代を担うリーダーを時間を掛けた養成していく必要があります。
- 近年の国等の施策や支援制度においては、产学研官、あるいは、产学研官の連携したコンソーシアムでの取組を行うことが求められています。

(2) 取組展開

7-3-1 産学民官連携の新たな仕組みづくり

① 事業運営の中軸となるスーパーバイザーの育成

- 徳島県地球温暖化防止活動推進センターや、高等教育機関の产学研官連携組織、とくしま環境県民会議と協働し、事業の企画立案や実践手法に

優れた能力を持つスーパーバイザーの育成を図ります。(再掲)

重点取組 産学民官の協働組織である「とくしま環境県民会議」や「みなみから届ける環づくり会議」等から、経験と実績のある研究者や企業社員・NPO職員等を派遣し、スーパーバイザーの育成に係る支援を行います。

② コンソーシアムの設立・運営やプロジェクトの推進に関する支援

○ 地球温暖化対策においては、徳島県地球温暖化防止活動推進センターや高等教育機関の産学官連携組織と連携し、地球温暖化対策に関するコンソーシアムの設置等の支援を行います。

7-3-2 地域アイデアの活用による環境保全の推進

① 企画提案型事業の創出

重点取組 地球温暖化対策の推進や低炭素社会の構築について、市町村や地域団体、企業、NPO、高等教育機関からの企画提案を募る「企画提案型事業」を創出します。

② 経済的インセンティブを伴う企業・県民提案やコンテストの実施

○ 関西広域連合「関西エコポイント事業」の活用や学校50／50事業など、企業や県民にとって魅力的な経済的インセンティブを提示することにより、より広い層に環境保全に関する企画提案やコンテストを積極的に展開します。

第4章

計画の推進と 点検・評価

1 計画推進の基本方針

本計画を円滑かつ効果的に推進していくため、県は、県内の環境の状況や環境政策の動向を的確に把握するとともに、次の点に留意し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進していきます。

○あらゆる施策・行動への環境配慮の織り込み

県のあらゆる施策や行動に環境への配慮を十分に織り込み、県自らはもとより、県民、事業者、市町村などあらゆる主体の環境の保全及び創造に資する行動を促進すること。

○最適な組み合わせによる多様な環境施策の活用

環境保全の目的に応じて、環境教育・環境学習、情報提供などの自主的な取組を促すための施策や規制的・経済的手法の活用など、多様な政策を最適な組み合わせにより効果的に推進すること。

○各種計画との調和の確保

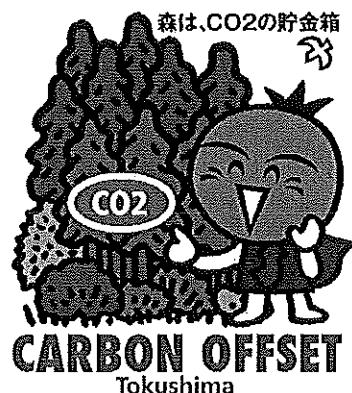
県の他の計画において環境の保全及び創造に関する事項を定める場合には、本計画の基本的な方向に沿ったものとなるよう相互の連携を図るなど、環境の保全・創造に関する調和を確保すること。

○各主体とのパートナーシップの形成

計画の効果的な推進のため、県民や民間団体、事業者、市町村など各主体との連携や協力、調整に努め、良好なパートナーシップを形成すること。

○総合的な観点からの取組の推進

計画に掲げられた将来の環境像を実現するためには社会経済システムそのものを見直す必要があることから、環境、経済、社会の3つの側面に配慮して総合的に取組を推進すること。



2 各主体の役割

本計画を円滑かつ効果的に推進していくためには、あらゆる主体の自覚と取組が必要であることから、県民、民間団体、事業者、市町村などがそれぞれの役割に応じて取組を行うことが望されます。

○県民の役割

県民は、身近な環境から地球全体の環境まで関わりがあることを十分に理解し、環境への負荷の少ないライフスタイルへの変革に向けて、自らが積極的に取り組むことが必要です。また、参加と協働の観点から、地域における環境活動への参加や県・市町村等が行う環境施策への協力などが望されます。

○民間団体の役割

民間団体は、地域における環境活動など公益的な視点に立った自主的な取組に加えて、行政区域にとらわれない広域的な環境活動や様々な主体のパートナーシップの形成を促進する上で、より重要な役割を担うことが期待されます。

○事業者の役割

事業者は、社会的責任や地域社会の構成員としての役割を自覚し、自らの事業活動において、環境負荷の低減や環境保全上の支障の未然防止に努めるとともに、循環型社会の形成や地球温暖化の防止に資する社会基盤の構築に大きな役割を果たすことが期待されます。

また、県民や県・市町村との連携を深め、地域の環境活動に積極的に参加・協力するなど、地域社会に貢献していくことが望されます。

○市町村の役割

市町村は、本計画の基本的な方向に沿って、地域特性を踏まえた施策を総合的かつ計画的に展開していくとともに、自らの事業活動における環境負荷の低減に率先して取り組むことが望されます。

また、他市町村との連携を深めるなど、広域的な視点に立った取組や、住民・事業者等への適切な啓発や指導、支援などを行うことが期待されます。



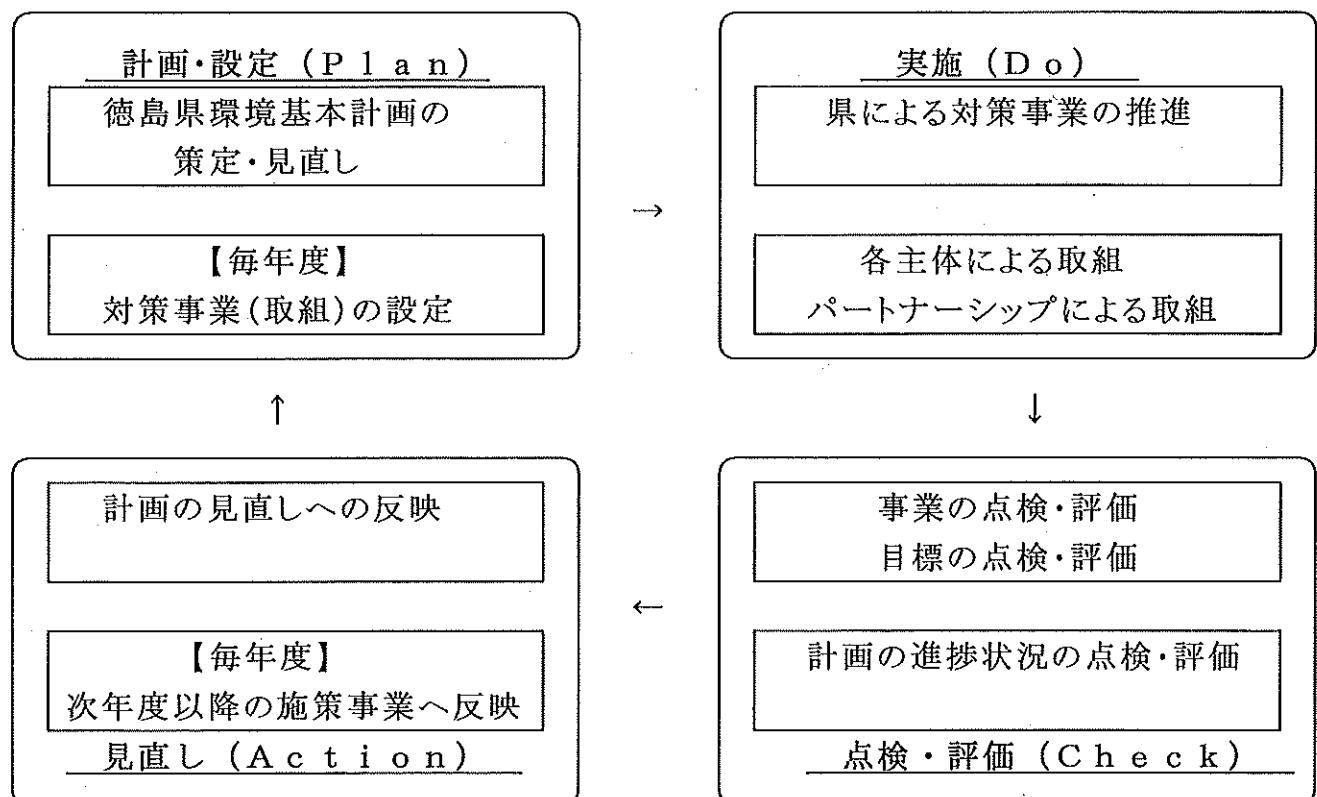
3 計画の点検・評価

本計画の効果的な推進のため、計画に基づく主要な環境施策の実施状況や目標の達成状況などを把握することにより、計画の進捗状況を点検・評価し、計画の確実な推進を図ります。

計画の進行管理には、環境マネジメントの手法であるP D C Aサイクルの考え方を取り入れ、環境保全に向けた取組の設定（P l a n）→取組の実施（D o）→取組の実施状況や環境状況の把握及び点検・評価（C h e c k）→取組の見直し（A c t i o n）といった一連の流れによって、計画の推進状況を適切に点検・評価することとします。

また、点検・評価に当たっては、「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」など既存の評価制度などの仕組みを活用しながら、計画の長期的目標や環境施策の各レベルに応じた目標や指標を用いるとともに、各分野別計画で設定した「数値目標」等をとりまとめることにより、それぞれの関連性を踏まえた総合的な点検・評価を行うよう努めます。

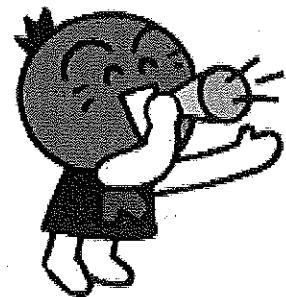
<計画の点検・評価のフロー>



4 計画の進行管理体制

本計画の推進に当たっては、知事を本部長とする部局横断組織である「徳島県環境対策推進本部」を中心とする体制のもとで、県が実施する環境の保全・創造に関する各種施策や事業の調整を図るとともに、計画の定期的な点検・評価を行います。

また、計画の点検・評価の結果については、徳島県環境審議会に報告し、必要な意見や提言を受けるとともに、徳島県環境白書や県ホームページ等により計画の推進状況に関する情報を提供し、県民等への計画の浸透や意見・提言を行う機会の創出に努めます。



資料編

資料1 主要取組の体系別環境指標項目一覧

	計画等名称	指標の項目	基準値		目標値		備考
			数値	基準年度	数値	目標年度	
1 スマート社会とくしま 社会とくしま	エコオフィスとくしま・県率先行動計画(第4次計画)	用紙類使用量	8,570万枚	平成20年度	基準年度から12%削減	平成26年度	
	エコオフィスとくしま・県率先行動計画(第4次計画)	上水使用量	880千m ³	平成20年度	基準年度から2%削減	平成26年度	
	エコオフィスとくしま・県率先行動計画(第4次計画)	電気使用量	57,577千kwh	平成20年度	基準年度から5%削減	平成26年度	
	エコオフィスとくしま・県率先行動計画(第4次計画)	公用車の燃料使用量	1,417kL	平成20年度	基準年度から5%削減	平成26年度	
	エコオフィスとくしま・県率先行動計画(第4次計画)	エネルギー供給施設等の燃料使用量	2,406kL	平成20年度	基準年度から5%削減	平成26年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	バイオマス利活用モデル地区数(累計):地区	18	平成23年度	23	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	家畜排せつ物の堆肥化率:%	92	平成23年度	97	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	エコファーマー認定数:人 上段:累計、下段:実数	1,626 (1,089)	平成23年度	2,150 (1,600)	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	環境保全型農業直接支援対策取組者数(累計):人	78	平成23年度	500	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	農産物省CO2「見える化」取組み件数(累計)	75	平成23年度	200	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	間伐実施面積(累計):千ha	50	平成23年度	67	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	針広混交林・複層林の誘導面積(累計):ha	17,595	平成23年度	22,000	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	広葉樹林の整備面積(累計):ha	668	平成23年度	1,300	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	森林吸収源対策としての天然生保安林の指定面積(累計):ha	55	平成23年度	305	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	協働の森づくり企業・団体数(累計):企業・団体	73	平成23年度	120	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	森林吸収量取引制度の認証面積(累計):ha	571	平成23年度	1,280	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	「公有化林」面積の拡大(累計):ha	758	平成23年度	2,300	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	木質バイオマス利用施設数(累計):基	14	平成23年度	20	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	保安林指定面積(民有林)(累計):ha	95,160	平成23年度	95,900	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	「脱石油」実証モデルの取組数(累計):件	12	平成23年度	17	平成28年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	電力エコとく大作戦	実施	平成23年度	推進	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	「レジ袋ゼロの日・推進事業」への取り組み市町村数	3市町村	平成21年度	18市町村	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	マイバッグでお買い物販売員数(累計)	—	平成21年度	2,000人以上	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	ライトダウンキャンペーン参加事業所数	176事業所	平成22年度	300事業所	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	木製エコストイルバッグの作成(累計)	600枚	平成21年度	1,800枚	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	CO2冷媒ヒートポンプ給湯器の普及台数	16万台	平成20年度	40万台	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	潜熱回収型給湯器の普及台数	7万台	平成20年度	35万台	平成26年度	

	計画等名称	指標の項目	基準値		目標値		備考
			数値	基準年度	数値	目標年度	
徳島県地球温暖化対策推進計画	「トップランナー基準を達成した家電機器の導入率(エココン)	55.2%	平成21年度	75%	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	「冷蔵庫」 " (照明)	67.6% 84.4%	平成21年度	85% 100%	平成26年度 平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	" (テレビ)	91.1%	平成21年度	100%	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	「省エネ型製品普及促進優良店」取扱店舗数(累計)	4店舗	平成21年度	14店舗	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	グリーン経営認証事業者数(単年)	—	平成23年度	10事業所	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	トラック輸送における積載効率	—	平成23年度	向上率1.0%	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	「トップランナー基準を達成した機器(蛍光灯)の導入率	84.4%	平成21年度	100%	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	「ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)の導入事業所数(累計)	—	平成23年度	10事業所	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	「徳島県版サマータイム「あわ・なつ時間」	実施	平成23年度	推進	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	県庁舎のCO2排出量(平成20年度比削減率)	—	平成20年度	5%削減(20年度比)	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	グリーン調達・環境物品等の調達率	85%~100%	平成20年度	100%	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	県内の街路灯や防犯灯等へのLEDの普及	1,37%	平成21年度	20%	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	モデル市町村で電球LED化プロジェクト推進	実施	平成23年度	推進	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	県管理道路においてあわ産LED道路照明灯の本格的な導入	導入	平成23年度	推進	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	企業局施設のLED照明設置実証試験(2施設)	2施設	平成23年度	推進	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	車両用及び歩行者用LED式信号灯器の整備を推進(車両用の割合)	42%	平成21年度	65%	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	農業分野における「見える化」モデル生産者数(累計)	—	平成21年度	200戸	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	エコマーク認定数(実数)	1164戸	平成21年度	1500戸	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	幅3m以上の歩道の県管理道路における整備延長	232.0km	平成21年度	265.0km	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	マイカー通勤から公共交通機関利用への転換者(単年)	—	平成23年度	500人	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	「エコドライブ推進リーダー」等養成講習会受講者数(累計)	21人	平成21年度	90人	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	県内「急速充電設備(エコストント)」設置数(累計)	1基	平成21年度	15基	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	県公用車の「エコカー(次世代自動車)」導入比率	9%	平成21年度	18%	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	低燃費かつ低排出ガス認定車(ハイブリッド車含む)(単年)	17千台	平成21年度	18千台	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	県民参加による植樹など森づくり件数(累計)	12件	平成21年度	60件	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	個人寄付金による森づくり箇所数(累計)	—	平成21年度	6箇所	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	「どんぐりプロジェクト」による育苗本数(累計)	31,000本	平成21年度	46,000本	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	自然再生型绿化(エコハット・エコマント)試験地数	1試験地	平成21年度	5試験地	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	公共事業での県産木材使用量	11993m ³	平成21年度	18000m ³	平成26年度		
徳島県地球温暖化対策推進計画	県内の民間部門における県産木材消費量	6.8万m ³	平成21年度	8.7万m ³	平成26年度		

	計画等名称	指標の項目	基準値		目標値		備考
			数値	基準年度	数値	目標年度	
2 自然エネルギー革命	徳島県地球温暖化対策推進計画	木製(間伐材)ガードレール等の設置延長	4743m	平成21年度	7000m	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	オフセット・クレジット(J-CER)認証面積(累計)	129ha	平成21年度	650ha	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	カーボン・オフセットに基づく森づくり企業・団体数(累計)	15企業・団体	平成21年度	100企業・団体	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	地球温暖化防止活動推進員に係る研修会の参加率	43.1%	平成21年度	100%	平成26年度	
	生物多様性とくしま戦略	木質バイオマス利用施設数(累計)	14基	平成23年度	20基	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	間伐実施面積(累計)	50千ha	平成23年度	67千ha	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	針広混交林・複層林の誘導面積(累計)	17,596ha	平成23年度	22,000ha	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	広葉樹林の整備面積(累計)	668ha	平成23年度	1,300ha	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	カーボンオフセットに基づく森づくりの企業・団体数(累計)	73企業・団体	平成23年度	120企業・団体	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	オフセット・クレジット認証面積(累計)	571ha	平成23年度	1,280ha	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	県民参加による自然再生型植樹など森づくり件数(累計)	31件	平成23年度	80件	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	「どんぐりプロジェクト」による育苗本数(累計)	40,000本	平成24年度	46,000本	平成26年度	
	生物多様性とくしま戦略	エコファーマー認定数(実数)	1,089人	平成23年度	1,600人	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	県産材自給率	49%	平成23年度	61%	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	保安林の指定面積(累計)	95,640ha	平成24年度	95,900ha	平成28年度	

	計画等名称	指標の項目	基準値		目標値		備考
			数値	基準年度	数値	目標年度	
3 好循環社会とくしま	徳島県地球温暖化対策推進計画	再生可能エネルギーを活用した災害拠点モデル施設の整備	実施	平成23年度	推進	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	企業局における太陽光発電設備	1基	平成21年度	3基	平成26年度	
	生物多様性とくしま戦略	木質バイオマス利用施設数(累計)	14基	平成23年度	20基	平成28年度	再掲
エコオフィスとくしま・県率先行動計画(第4次計画)	上水使用量	35(千m ³)	平成20年度	34(千m ³)	平成26年度		
	廃棄処分するごみの量	54(t)	平成20年度	41(t)	平成26年度		
	資源ごみ量	165(t)	平成20年度	138(t)	平成26年度		
	再資源化率	100(%)	平成20年度	100(%)	平成26年度		
	廃棄物中廃棄処分量	1,606t	平成20年度	基準年度から23%削減	平成26年度		
	廃棄物中資源ごみ量	793t	平成20年度	基準年度から16%削減	平成26年度		
	再資源化率	81.6t	平成20年度	100%	平成26年度		
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	「輪ふん」を活用したバイオマス施設の整備数(累計):件	2	平成23年度	3	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	海岸清掃ボランティア参加者数(累計):人	1,200	平成23年度	1,800	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	農薬適正使用アドバイザー認定人数:人	349	平成23年度	400	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	オーブンラボ等を活用した農業者による残留農薬検査数(分析検体数):検体	395	平成23年度	450	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	本県差農林水産物の放射能検査検体数(累計):件	161	平成23年度	2,000	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	有機農業推進体制整備市町村数:市町村	11	平成23年度	24	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	使用済み農業用フィルムの回収率:%	95	平成23年度	100	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	掛海実施面積(累計):km ²	210	平成23年度	330	平成28年度	
第三期徳島県廃棄物処理計画	産業廃棄物の排出量(t/年)	2,927千t	平成20年度	2,950千t	平成27年度		
第三期徳島県廃棄物処理計画	産業廃棄物の最終処分率	4.5%	平成20年度	3.3%	平成27年度		
第三期徳島県廃棄物処理計画	産業廃棄物最終処分量(t/年)	132千t	平成20年度	98千t	平成27年度		
第三期徳島県廃棄物処理計画	一般廃棄物ごみ排出量(t/年)	291,482t	平成20年度	269,000t(基本目標)	平成27年度		
第三期徳島県廃棄物処理計画	一般廃棄物 県民1人1日あたりごみ排出量(g/人日)	994g	平成20年度	966g(基本目標)	平成27年度		
第三期徳島県廃棄物処理計画	一般廃棄物 県民1人1日あたり家庭系ごみ排出量(g/人日)	764g	平成20年度	737g(基本目標)	平成27年度		
第三期徳島県廃棄物処理計画	一般廃棄物 県民1人1日あたり事業系ごみ排出量(g/人日)	246g	平成20年度	229g(基本目標)	平成27年度		
第三期徳島県廃棄物処理計画	一般廃棄物 リサイクル率	18.9%	平成20年度	25%(基本目標)	平成27年度		
第三期徳島県廃棄物処理計画	対流光管リサイクル回収市町村数	14市町村	平成25年度	17市町村	平成27年度		
第三期徳島県廃棄物処理計画	一般廃棄物 最終処分量(t/年)	36,500t	平成20年度	31,700t(基本目標)	平成27年度		
とくしま汚水処理構想2011 ～きれいな水環境の実現～	汚水処理人口普及率(%)	45.8%	平成20年度	82.8%	平成42年度	国の策定マニュアルに基づき 県ね20～30年後で設定 【長期的目標値】	
生物多様性とくしま戦略	汚水処理人口普及率(%)	51%	平成23年度	65%	平成26年度	県の「行動計画」に基づき設 定【短期的目標値】	
生物多様性とくしま戦略	市町村における有機農業の推進体制の整備	12市町村	平成23年度	24市町村	平成28年度		

	計画等名称	指標の項目	基準値		目標値		備考
			数値	基準年度	数値	目標年度	
4 治しの郷とくしま	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画	化学的酸素要求量の削減目標	36トン／日	平成21年度	35トン／日	平成26年度	
	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画	窒素含有量の削減目標	20トン／日	平成21年度	19トン／日	平成26年度	
	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画	りん含有量の削減目標	1.6トン／日	平成21年度	1.5トン／日	平成26年度	
4 治しの郷とくしま	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	自然環境調査に基づく事業計画策定期数(累計):地区	45	平成23年度	50	平成28年度	
	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画	体験交流施設の利用者数:人	14,223	平成23年度	15,700	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	「生物多様性」の認知度	36%	平成21年度	75%以上	平成29年度	
	生物多様性とくしま戦略	生物多様性に関する環境学習プログラムの実施(累計)	—	—	50件以上	平成29年度	
	生物多様性とくしま戦略	指定希少野生生物の指定数	14種	平成25年度	23種	平成26年度	
	生物多様性とくしま戦略	希少野生生物保護区の指定箇所数(累計)	1箇所	平成26年度	3箇所以上	平成26年度	
	生物多様性とくしま戦略	海岸防災林の保全活動件数(累計)	—	—	7件	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	「ふるさと水と土指導員」の認定数(累計)	43人	平成23年度	52人	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	農山漁村(ふるさと)協働パートナーの協定数(累計)	27協定	平成24年度	40協定	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	耕作放棄地解消面積(累計)	321ha	平成23年度	700ha	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	生産額ベース食料自給率(2010年現在)	133%	平成22年度	155%	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	自然を再生する事業の実施地区数(累計)	3箇所	平成25年度	4箇所	平成26年度	
	生物多様性とくしま戦略	ビオトープ創出箇所数(累計)	52箇所	平成25年度	110箇所	平成29年度	
	生物多様性とくしま戦略	テレメトリー調査実施市町村(累計)	7市町村	平成24年度	12市町村	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	市町村被害防止計画の策定数(累計)	20市町村	平成23年度	21市町村	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	ニホンジカ捕獲頭数(年間)	6,321頭	平成23年度	6,300頭	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	イノシシ捕獲頭数(年間)	6,009頭	平成23年度	6,600頭	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	鳥獣を寄せ付けない「モデル集落」の育成数(累計)	—	—	10集落	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	狩猟免許新規合格者数(年間) 現状は2012年度実績	158人	平成24年度	180人	平成26年度	
	生物多様性とくしま戦略	藻場造成箇所数(累計)	12箇所	平成24年度	20箇所	平成28年度	
	生物多様性とくしま戦略	新規漁業就業者数(累計)	149人	平成23年度	240人	平成28年度	
5 ecoで防災・減災	徳島県地球温暖化対策推進計画	県管理道路の太陽光発電設備設置箇数	—	平成21年度	1箇所	平成26年度	再掲
	徳島県地球温暖化対策推進計画	地域資源活用による小水力発電施設	—	平成22年度	導入	平成26年度	再掲
	徳島県地球温暖化対策推進計画	地域資源活用による風力発電施設	15基	平成22年度	20基以上	平成26年度	再掲
	徳島県地球温暖化対策推進計画	地域の再生可能エネルギーによる電力の自給自足「実証・モデル事業」実施箇所数(累計)	—	平成21年度	16箇所	平成26年度	再掲
	徳島県地球温暖化対策推進計画	再生可能エネルギーを活用した災害拠点モデル施設の整備	実施	平成23年度	推進	平成26年度	再掲
	徳島県地球温暖化対策推進計画	企業局における太陽光発電設備	1基	平成21年度	3基	平成26年度	再掲

	計画等名称	指標の項目	基準値		目標値		備考
			数値	基準年度	数値	目標年度	
6.環境リーダーとくしま	徳島県地球温暖化対策推進計画	関西エコオフィス宣言事業所数	205事業所	平成21年度	250事業所	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	関西広域連合における「森林づくりカードボン・オフセット制度」の創設	—	平成21年度	創設	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	「サイクル・アンド・ラバ」など「環境首都型通勤」の産学民官による新たな「実証実験」の展開(累計)	—	平成21年度	3箇所	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	産学官民連携によるカーボンオフセット制度の研究・実践拠点の整備	—	平成21年度	創設	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	高等教育機関との産学民官連携協働事業数(累計)	—	平成21年度	4件	平成26年度	
7.みんなでつくる環境首都	徳島県教育振興計画(第2期)	新・学校版環境ISO認証取得校数(累計)(従前の学校版環境ISO認証取得校数含む)	220校	平成24年度	265校	平成29年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	くらしのエコアドバイザー派遣数(カウンセリング件数)	—	平成21年度	20件	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	「サイクル・アンド・ラバ」など「環境首都型通勤」の産学民官による新たな「実証実験」の展開(累計)	—	平成21年度	3箇所	平成26年度	再掲
	徳島県地球温暖化対策推進計画	産学官民連携によるカーボンオフセット制度の研究・実践拠点の整備	—	平成21年度	創設	平成26年度	再掲
	徳島県地球温暖化対策推進計画	環境活動実践団体数	68団体	平成21年度	75団体	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	地球温暖化対策地域協議会設置数(累計)	2箇所	平成21年度	12箇所	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	高等教育機関との産学民官連携協働事業数(累計)	—	平成21年度	4件	平成26年度	再掲
	徳島県地球温暖化対策推進計画	環境活動に対する表彰団体等の数(累計)	24団体数	平成21年度	150団体数	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	産学官民協働活動担当者のスーパー・バイザー研修受講者数(累計)	—	平成21年度	30人	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	エコスクール化県立学校数	3校	平成21年度	全校展開	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	「環境首都あおぶとエコスクール」による環境学習の新規実施件数(累計)	15件	平成21年度	45件	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	環境アドバイザー派遣件数	39件	平成21年度	45件	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	「とくしま環境マイスター」認定者数(累計)	—	平成21年度	60人	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	「エコみらいリーダー育成事業」参加親子数(累計)	—	平成21年度	500人	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	環境アドバイザー、環境カウンセラーの登録者数(累計)	57人	平成21年度	70人	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	省エネを競う学校CO2CO2(こっこ)コンテスト	実施	平成23年度	推進	平成26年度	
	徳島県地球温暖化対策推進計画	「新学校版環境ISO」認証取得校数(累計)	—	平成21年度	250校	平成26年度	

資料2 用語解説

あ

ISO14001

企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた、環境に関する国際的な標準規格。

アスベスト

石綿ともいわれる天然の纖維状鉱物。建築物の断熱材や吸音材、自動車のブレーキライニングに使われてきたが、発がん性があることから、その使用は特殊な用途を除いて禁止されている。しかし、古い建築物の解体工事に伴う粉じんが問題になっている。

い

イノベーション（環境イノベーション）

単に「技術革新」の意味だけでなく、これまでのモノ・仕組み等に対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

（環境イノベーションは、環境分野におけるイノベーション。）

う

うちエコ診断

省CO2・省エネに関する知識や省エネ家電、地球温暖化に関する幅広い知識を持った「うちエコ診断員」が専用のツールを用いて、各家庭に対してCO2排出削減のコンサルティングを行うもので、各家庭の“どこから”“どれだけ”CO2が排出されているのか見える化し、削減余地の大きい分野を集中的に対策の提案をするもの。

え

エコアクション21

広範な企業、学校、公共機関等の全ての事業者が環境への取組を効果的、効率的に行うことの目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法。

エコサポート事業

遍路道等において、粗大ゴミ、大量に投棄されたゴミ等容易に撤去することが困難な廃棄物の撤去について、主体的に取り組む市町村に対して支援するための徳島県事業。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

エコドライブ

アイドリングストップや急発進・急加速を止める、車に不要な荷物を積んだままにしないなど、燃費効率を良くし、自動車排出ガスを抑制するなど、環境への負荷の少ない自動車運転。

エコハウス

環境への負荷を低減した住宅。地球環境を保全する観点から、エネルギー・資源・廃棄物などの面で充分な配慮がなされ、また周辺の自然環境と親密に美しく調和し、住み手が主体的にかかわりながら健康で快適に生活できるよう工夫された住宅。さらに身近に手に入る地域の材料を使うなど、環境に負担をかけない方法で建てられた住宅。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の促進に関する法律」に基づき、たい肥等の施用による土づくりと化学肥料・化学農薬を削減できる技術の導入を行うことを知事が認定した農業者。

越境大気汚染

大気汚染の原因物質が、数百、数千kmの遠く離れた発生源から気流に乗って運ばれてくることを長距離輸送といい、このうち、特に国境線を越えるものを越境大気汚染もしくは越境輸送、越境移動などという。

LEDパレイ構想

世界有数のLEDメーカーが立地するという本県の優位性を活かし、21世紀の光源であるLEDを利用した光（照明）産業の集積により、地域経済の活性化を図ろうとするもの。

お

オゾンホール

フロン等により地球をとりまく成層圏中のオゾン層が破壊され、オゾン濃度が低い地域ができる。この状態が、穴のように見えることから「オゾンホール」と呼ばれ、南極上空で観測されている。

温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象を温室効果といい。赤外線を吸収する気体（温室効果ガス）には、二酸化炭素（炭酸ガス）、フロン、メタンなどがある。

か

カーシェアリング

特定の自動車を複数の個人や会社で共有し、互いに利用する仕組み。

カーボンオフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる活動。

カーボンフットプリント

商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルにいたるライフサイクル全体における温室効果ガス排出量をCO₂量に換算し表示する仕組み。

外来生物

もともとその地域にいなかったのに、人間活動によって他地域から入ってきた生物。外来生物の中には、農作物や家畜、ペットなどのように私たちの暮らしに欠かせない生物も多いが、一方で、地域の自然環境などに大きな影響を与える生物もいる。

家族でおでかけ・節電キャンペーン

夏の昼間に家族全員で外出することにより家庭での電力消費を削減するために、身近な公共施設や商業施設等への外出を促進するキャンペーン。

学校50／50事業

公立学校において、生徒や教職員が協力して省エネ活動を行い、そこで節減できた光熱水費の半分をその学校に還元するという事業。

環境アドバイザー

環境に関する講演会、研修会、学習会等の講師・指導者として、徳島県が依頼した環境分野の専門家。

環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業が、大気・水・土・動植物等の環境に及ぼす影響を、事業者自らが、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作成すること。

環境コンシェルジュ

家庭部門からの温室効果ガスの低減のため、「うちエコ診断」をはじめとした家庭向けのエコ診断とその後の具体的な行動までの後押し（ワンストップサービス）を実施する者を「環境コンシェルジュ」として位置づけ、地域や民間企業等により全国で実施することで、家庭部門における地球温暖化防止対策の後押しを行うもの。環境省事業。

環境首都とくしま・県マネジメントシステム

事業者が、事業活動や製品・サービスが与える環境への負荷を削減するため、自主的に計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、改善(Action)を繰り返し(PDCAサイクル)、継続的改善を図る体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」と言い、本県では、ISO14001の手法を活かしつつ、より効果的かつ効率的な本県独自のシステムを平成21年11月に構築、運用を開始している。

環境ホルモン

生物の体内に取り込まれ、ホルモンと同様、あるいはホルモンの働きを阻害する作用を持つ化学物質のこと、内分泌攪乱化学物質と呼ぶ。

く

グリーンイノベーション

総合科学技術会議の「平成22年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」（平成21年10月8日）によれば、革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の加速化・新技術の創出を行い、その研究開発成果の実利用・普及を強力に推進するために社会システムの転換を図り、これを通じて産業・社会活動の効率化、新産業の創造や国民生活の向上に資するものであり、わが国のみならず世界規模での環境と経済が両立した低炭素社会の構築に貢献するもの。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。

グリーンシティ

環境配慮型都市。街全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用などを、都市の交通システムや住民のライフスタイル変革まで、複合的に組み合わせた社会システムをいう。

こ

コンソーシアム

1つの目的のもとに、複数の企業、団体などが形成する大規模な連合体。

コンパクトシティ

中心市街地の空洞化、環境悪化などに対処するため、欧米で推進された都市計画の考え方。私たちの生活、衣食住から職場・学校・病院・遊び場まで様々な機能を都市の中心部にコンパクトに集積することで、公共交通機関の有効活用、より効率的なインフラ整備や中心市街地の活性化などシナジー（相乗効果）を生もうとするもの。

さ

里地里山

居住地域の近くに広がり、かつては薪炭用材や落葉の採取、農業生産などさまざまな人間の働きかけを通じて自然環境が維持、形成されてきた地域のこと。森林、農地、ため池、草地等で構成されており、多様な動植物の生息・生育場所になっている。

サマータイム

昼間の明るい時間が長い夏季などの一定期間、国や地域単位で、標準時より時刻を進めること。これにより終業時間などが早まり、余暇時間として活用できる明るい夕方の時間が増え、経済的効果が期待されるとともに、夕方の照明や冷暖房などの電力が節約されるなど、省エネルギーにつながる。

し

C F R P (炭素繊維強化プラスチック)

carbon fiber reinforced plasticsの略称。炭素繊維とプラスチックとの複合材料で軽量かつ鉄の約10倍の比強度であり、耐食性に優れるなどの特性を持つ。

J-クレジット制度

J-クレジット制度は、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度で、国内クレジット制度とオフセット・クレジット（J-VER）制度が発展的に統合した制度。本制度により創出されたクレジットは、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できる。

四国のみずべ88カ所

四国地方整備局によって選定された四国の水辺88選。

四国のみち

四国自然歩道のことで全長1,545.6kmの四国を一周する長距離自然歩道。起点は鳴門市、終点は板野町にあり、四国霊場や各地の身近な自然や歴史に親しむことができる。

自然エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマスなど自然由来の再生利用可能なエネルギーのこと。

自然エネルギー協議会

自然エネルギーの普及・拡大を目的に平成23年7月設立した協議会。地方公共団体を中心に企業・団体が連携することで、自然エネルギーの普及・拡大をさらに加速させることを目指してい

る。

自立分散型エネルギー社会

需要地と近接して再生可能エネルギー等発電施設を設置することにより、防災対応等の緊急時に既存の系統電力に依存しない自立型エネルギーとしての活用が可能な社会。

新 学校版環境ISO

徳島県教育委員会で、平成24年度から「学校版環境ISO」を発展・進化させたもので、従来の学校における節電・ごみ分別・リサイクル活動などの取組とともに、児童・生徒が地域に出向いて、家庭や地域にも波及させていくことを目的としている。

す

水源かん養機能

樹林地や農地など自然的土地利用において、雨水を地中に蓄え徐々に河川に流す機能のこと。河川水量を安定させたり、洪水を緩和する機能もある。

スーパーバイザー

参加・協働・合意形成において企画や調整を行う協働コーディネーターのこと。

スマートコミュニティ（スマート社会）

スマートグリッド（エネルギーの供給側と需要側をITなどで連結して最適活用を進める次世代送配電網と呼ばれる。）やホームエネルギー・マネジメントシステム（家庭内のエネルギー管理システム。ヘムス（HEMS）とも呼ばれる。）による消費エネルギーの最適化をはじめ、公共交通システムや公共サービスなど、あらゆる側面から社会インフラや社会システムを統合的に管理・制御することが実現されたコミュニティ。スマート社会とほぼ同義といえるが、スマート社会はさまざまな規模のエリアを対象とする呼称。

スマートハウス

太陽光発電システムや蓄電池などのエネルギー機器、家電、住宅機器などをITでコントロールし、最適制御を行うことで、CO₂排出の削減を実現する省エネ住宅。

スマートメーター

通信機能を備えた電力メーターで、電力会社と需要者の間をつないで電力使用量などのデータをリアルタイムでやり取りしたり、制御するなどの機能があり、従来の電力メーターに代わり導入が進められている。

3R（スリーアール）

廃棄物等の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3つの取り組みを指し、それぞれの頭文字を取ったもの。

3Rモデル事業所

3Rに積極的に取り組む事業所を認定する「徳島県リサイクル認定制度」により、認定を受けた事業所。

せ

生物多様性

地球上の生物が、約40億年におよぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命系を形づくっているような多様な生物の世界。また、地球上に存在するすべての生物の間に違いがあること（変異性）を意味し、遺伝子、種及び生態系の3つの観点から捉えられる。

た

代替フロン

オゾン層を破壊する特定フロンに代わって開発された類似品。ただし、地球温暖化を進める働きが強く、二酸化炭素に比べて数千倍から数万倍ある。

ち

地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など）が大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が通常よりも上昇する現象。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2013年にまとめた第5次評価報告書第1作業部会報告書では、人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主要な要因であった可能性が極めて高いと指摘しており、また将来予測として、21世紀末に、1986年から2005年までと比較して、全球平均表面気温は、最大4.8°C上昇し、海水の膨張などにより海面が最大82cm上昇する可能性も示している。

て

低炭素社会

化石エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会。

と

とくしま環境県民会議

環境保全活動に自ら取り組んでいくことを目的として、民間団体、事業者、行政、学識経験者などが連携して、平成12年1月に設立された組織。

とくしま協働の森づくり事業

企業や家庭等から排出されるCO₂のうち、自らが削減できない部分を間伐や植林などの森林整備による吸収で埋め合わせる「カーボン・オフセット」の仕組みを取り入れ、企業や県民の皆様からの寄附金を活用して、協働で森づくりを進める事業で、寄附者にはCO₂吸収量証明書や貢献カードを発行している。

徳島夏・冬のエコスタイル

徳島県、とくしま環境県民会議などが主体となり、「省エネ社会の実現」に向けたライフスタイルの転換に繋げていくため、電力需要が高まる夏・冬の期間を中心に、県民や事業者に、「冷暖房時の適切な室温設定（クールビズ・ウォームビズ）」、「不要な照明や電化製品などのこまめな電源オフ」、「エコドライブの徹底」などを呼びかけ、また、関係機関と連携して意識啓発のための取組を積極的に展開するもの。

は

パークアンドライド

都市部やその周辺部での交通渋滞を緩和するために、自家用車を自宅から最寄りの駅やバス停に近い駐車場に駐車（パーク）し、鉄道やバスなどの公共交通機関に乗り換えて（ライド）目的地に向かう手法。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

ハロン

オゾン層を破壊する物質のひとつ。主に消火剤として使用される。フロンの項参照。

ひ

PRTR制度

化学物質排出移動量届出制度、環境汚染物質排出移動登録制度；Pollutant Release and Transfer Registerの略称で、有害性が疑われるような化学物質が、どこからどのくらい環境中

へ排出されているか、廃棄物として移動しているかを把握し、集計、公表する仕組みのこと。

P D C A サイクル

自ら環境方針を設定し、計画を立て (Plan)、それを実行し (Do)、点検し (Check)、見直す (Action) という一連の取組 (PDCAサイクル) に継続的に取り組むことで、環境への負荷の低減に取り組む仕組みのこと。

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都市部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態を把握することができるため、ヒートアイランド(熱の島)といわれる。

ビオトープ (biotope)

さまざまな生物(生物群集)の生息・生育空間。生育のために最低限の面積を持ち、周辺空間から明確に区分できるようなまとまりを持った空間。

ふ

浮遊粒子状物質 (SPM : Suspended Particulate Matter)

浮遊粉じんのうち、その粒径が $10\text{ }\mu\text{m}$ (マイクロメートル=100万分の1m) 以下のものをいう。大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着するなどして呼吸器に影響を与える。最近は、粒径がより小さい $2.5\text{ }\mu\text{m}$ 以下のものをPM2.5(微小粒子状物質)と言い、新たな問題になっている。

フロン(正式名称フルオロカーボン)

CFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)の総称。冷蔵庫やエアコンなどの冷媒、精密部品の洗浄剤、エアゾールなどの用途に活用されてきたが、オゾン層の破壊、地球温暖化への影響が明らかにされた。「モントリオール議定書*」において、CFC、HCFCのほかハロン等オゾン層を破壊する物質の生産・輸入の規制が行われている。

*モントリオール議定書:オゾン層保護のための国際的な枠組みを定めた「オゾン層保護のためのウィーン条約」に基づき、オゾン層を破壊する物質の削減スケジュール等の具体的な規制措置等を定めたもの。

ほ

ポリ塩化ビフェニル(PCB)

絶縁性、不燃性の特質を有する主に油状の物質であり、トランジistor、コンデンサといった電気機器を始め幅広い用途に使用されてきたが、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造は行われていない。既に製造されたPCB使用機器等で廃棄物となったものについては、平成13年

制定の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法(PCB特措法)」に基づき、平成38年度までを処理期限として、適正処理が行われつつある。

め

メガソーラー

出力1メガワット(1000キロワット)以上の大規模な太陽光発電。発電所建設には広大な用地を必要とするが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。

も

モーダルシフト

トラック等による幹線貨物物流を、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運に転換すること。

モニタリング

日常的・継続的な点検のこと。

ら

ライフサイクルコスト

購入者の立場としては、製品を購入してから使用を中止、あるいは廃却するまで、製造者の立場では、企画・研究開発から廃棄、処分に至るまでの資産の全生涯で発生するコストをいう。

ライフスタイル

人々の生活様式、行動様式、思考様式といった生活諸側面の社会的・文化的・心理的な差異を全体的な形で表現したことば。

り

リサイクル認定制度

廃棄物を新たな資源として捉え、廃棄物を利用して製造されるリサイクル製品や、3R(スリーアール)に積極的に取り組む事業所を認定するために徳島県が創設した制度。

リスクコミュニケーション

県民、民間団体、事業者、行政などが、環境リスクに関する情報を共有するとともに、相互理解と信頼関係を築き、環境リスクの効果的な低減を図ること。

資料3 第2次徳島県環境基本計画の検討経過

開催日等	会議等の名称	主な審議事項等
平成24年12月21日	環境審議会総会（平成24年度第2回）	徳島県環境基本計画のあり方について（諮問）
平成24年12月21日	環境政策部会（平成24年度第1回）	部会における審議の進め方及びスケジュール 等
平成25年4月9日	環境基本計画小委員会（第1回）	現計画の進捗状況、新計画の方向性等について
平成25年5月21日	環境基本計画小委員会（第2回）	現計画の進捗状況の検証、新計画の素案について
平成25年6月21日	環境基本計画小委員会（第3回）	環境指標の設定方針、計画の素案について
平成25年7月29日	徳島県環境基本計画シンポジウム ～未来へつなぐ環境首都とくしま づくり～	趣旨説明、基調講演、パネルディスカッション
平成25年9月17日	環境政策部会（平成25年度第1回）	中間とりまとめ案について
平成25年10月8日 ～平成25年11月6日	パブリックコメント	徳島県環境基本計画（中間とりまとめ案）について
平成25年11月20日	環境政策部会（平成25年度第2回）	答申案について
平成25年12月18日	環境審議会総会（平成25年度第1回）	答申について
平成25年12月25日	答申の実施	徳島県環境基本計画のあり方について（答申）
平成25年12月27日	計画の決定・公表	計画の決定・公表

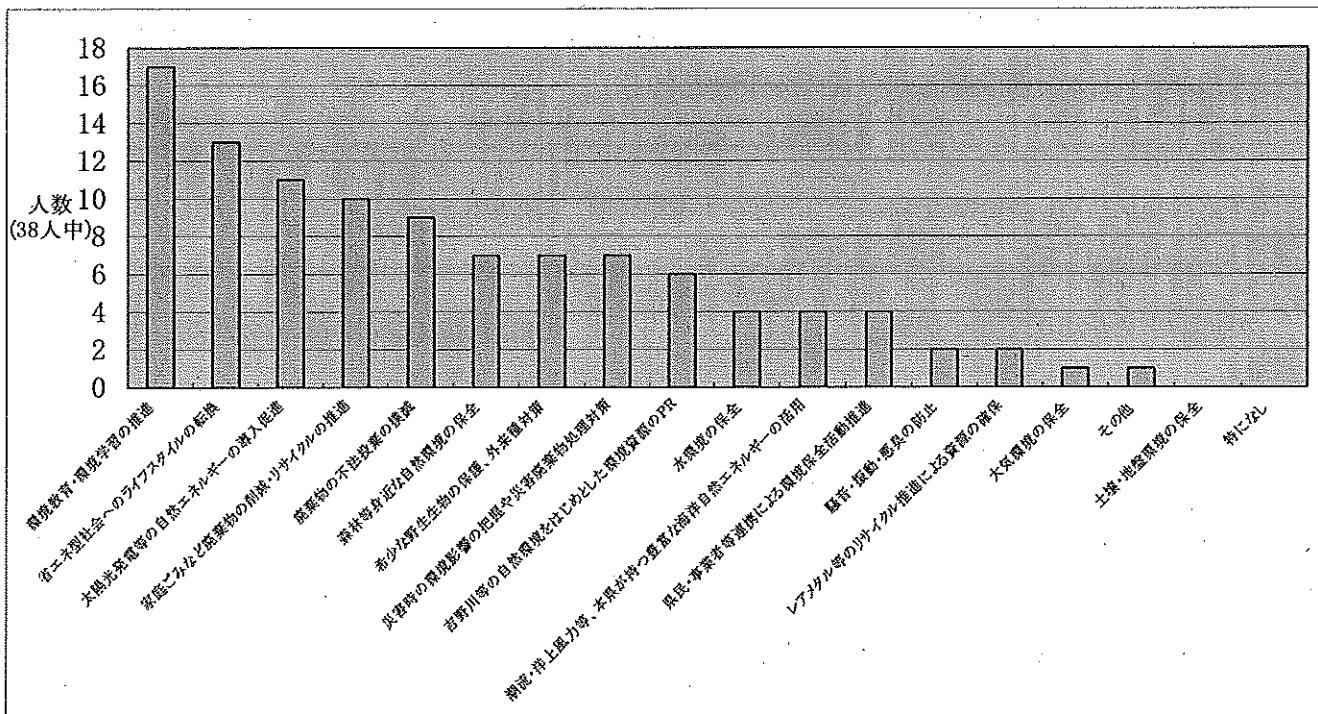
資料4 県民意見の反映等

(1) 徳島県環境基本計画に関するアンケート

(平成25年7月29日徳島県環境基本計画シンポジウム)

1. 今後5年間で、徳島県が重点的に取り組むべきと考えられる環境分野について、3つまで○印をつけてください。

	選択肢内容	人数	回答割合
1	環境教育・環境学習の推進	17	44.7%
2	省エネ型社会へのライフスタイルの転換	13	34.2%
3	太陽光発電等の自然エネルギーの導入促進	11	28.9%
4	家庭ごみなど廃棄物の削減・リサイクルの推進	10	26.3%
5	廃棄物の不法投棄の撲滅	9	23.7%
6	森林等身近な自然環境の保全	7	18.4%
7	希少な野生生物の保護、外来種対策	7	18.4%
8	災害時の環境影響の把握や災害廃棄物処理対策	7	18.4%
9	吉野川等の自然環境をはじめとした環境資源のPR	6	15.8%
10	水環境の保全	4	10.5%
11	潮流・洋上風力等、本県が持つ豊富な海洋自然エネルギーの活用	4	10.5%
12	県民・事業者等連携による環境保全活動推進	4	10.5%
13	騒音・振動・悪臭の防止	2	5.3%
14	レアメタル等のリサイクル推進による資源の確保	2	5.3%
15	大気環境の保全	1	2.6%
16	その他	1	2.6%
17	土壌・地盤環境の保全	0	0.0%
18	特になし	0	0.0%
計		105	38人中



2. 上記1で選択された分野に関して、今後、特に推進すべき考えられる施策等がありましたらお書きください。

①森林→②水→③川(河)の流れがある。①を整備することによって②が増え、③が潤いあるものになることをパイロット的に試験し、検証(実証)する。

東日本大震災において発生したガレキ処理が今も問題になっていることから⑩は大切だと思います。

省エネ型社会へのライフスタイルの転換。

特に⑨についてゴミでなく資源であることを十分周知し、再資源化を取り組みすべき。

行政に力をいれてほしい。太陽光発電等。

自然環境を保全又、現状以上に保つためには、やはり一人一人が美しい地域、街を考えて行動すべきである。その為にはまず家庭の周辺の美化。また企業については、すべての廃棄物の撲滅以外にない。

県内職場、学校、エリアにおける環境意識を向上させる為に、行政として啓発活動を推進してほしい。また徳島の自然環境の外部へのアピールを強化してほしい。

小中高など子どもの時から教育の中で環境についてもっと知るべき。環境を保全することにより、自分達の生活も豊かになり第一次産業や第二次産業など生きていく基本となるものに興味を持つことができるようになればと思う。太陽光発電については、すでに導入している家に対するアターフォローもあれば良いと思います。(点検の仕方など)

県としては特定分野に偏ることなく、あらゆる分野のバックアップをお願いしたいです。

電車化(鉄道)。高架化。

低炭素社会の実現の為、バイパスに路面電車を導入するなど思いきった施策を行ってほしい。

シカ、イノシシの個体数管理。ブラックバス、ジャンボタニシ等外来種対策。

森林を所有している家庭の高齢化により、森林保護が難しくなり荒れ放題になっている。保護の為の人材確保と補助金の支援等。

⑫補助金等で促進、もしくは公共施設で発電。(低金利での貸付含む)→売電の費用で貸付を回収する等、仕組みづくりの工夫(初期投資が少なくすむように)

⑪公共交通の利用促進(利用しやすい取り組み等)、JRに自転車持ち込み。時差出勤の拡大。

⑭小中高と環境学習を学び意識を高める。

海洋自然エネルギーの活用について、実証実験的なものを県内で実施すべき。その結果を踏まえ、今後の事業展開を考えてはどうか。

徳島の誇れる自然を守るとともにPR。限りある資源を残す。

排気ガス、CO₂ができるだけ減らすべき。

徳島県では、まだまだ豊富な再生可能エネルギーの活用ができる。

野生生物、外来生物、データブックの作成と最新データへのアップデート。

剣山や吉野川、海など徳島の豊かな自然とふれあいながら環境について学んでいける事ができるような機会をたくさんもたらし良いと思います。

3. 新たな徳島県環境基本計画の策定について、ご意見やご要望がありましたら、御自由にお書きください。

官、民(地域)共同の実際的な取り組みを積極的に期待する。

小中高、学生に郷土愛の為にも授業に組み入れてほしい。

市民が実践できる教育等が重要と思う。

県の計画も同じく、大切な事は県民と事業者が一体となって環境美化に努める以外にない。環境資源としての利用と不用投棄の撲滅、その監視が重要である。県民の意識の向上以外に計画倒れとなる。何事も教育が大事。まず大人が見本を示して。

具体的な形で県民がわかる形で進めてほしい。

県民に広くわかりやすい形での情報提供。

各分野での個別計画が整備された中で、環境基本計画の役割を十分検討する必要がある。総合的な環境の保全・創造。地域の特性を踏まえた環境施策(例えば徳島市などの中規模都市、上勝町などの小規模な村落など街規模をクラス化した本県における「環境都市」像のモデル例の提示、これに向けた施策)

策定の前に現計画の評価をしっかりと行い、前例踏襲だけは、あるいは国との計画そのままは避けて頂きたい。

全国的な取り組みが必要。

徳島県環境施策を推進する為の予算が少なすぎる。少しでも多くの予算獲得に期待しています。

徳島独自性をもった計画の策定。地球温暖化対策への対応。

潮流、小型風力等の設置可能な場所の情報等の公開。

わかりやすい表現で書いてほしい。

太陽光発電などの自然エネルギーに対する補助が他県より弱いと思います。

(2)「中間とりまとめ」に係るパブリックコメントの実施結果について

- ① 実施期間 平成25年10月8日(火)～平成25年11月6日(水)
- ② 提出意見 11名 78項目
- ③ 意見とそれに対する県の考え方の整理

部門等	意見	県の考え方	
		計画に反映 ※1	参考として取扱 ※2
1 スマート社会とくしま	32	23	9
2 自然エネルギー革命	14	9	5
3 好循環社会とくしま	13	6	7
4 癒しの郷とくしま	4	1	3
5 ecoで防災・減災	1		1
6 環境リーダーとくしま	6	3	3
7 みんなでつくる環境首都	3	2	1
8 その他、全体的なもの	5	2	3
計	78	46	32

*複数の部門に関連する意見は1つの部門にまとめて整理

※1 計画に反映している内容や追加する内容

※2 今後の取組推進の参考とさせていただく内容

計画に反映項目(46項目)のうち主なもの

第3章第1節 スマート社会とくしま

(意見)「スマートハウス」、「カーシェアリング」等を推進

→(対応)「スマートハウス」、「カーシェアリング」等を明記

第3章第2節 自然エネルギー革命

(意見)「学校、病院」等における太陽光発電等の整備を促進

→(対応)防災拠点となる施設として「病院や学校、庁舎」を例示

第3章第3節 好循環社会とくしま

(意見)「エコアクション21」への取組を推奨

→(対応)「ISO14001、エコアクション21などの取組促進」を明記

今後の参考として取り扱う項目(32項目)

当計画「中間取りまとめ」の趣旨に沿ったものであり、今後当計画を運用する際の参考とさせていただく項目として整理

資料5 徳島県環境審議会委員

(50音順、敬称略)

氏名	職名	環境政策部会委員	環境基本計画 小委員会委員	備考
青葉 暁子	鳴門教育大学准教授	○		
石田 啓祐	徳島大学大学院教授			
石田 方子	一般社団法人徳島県薬剤師会常務理事			
和泉 隆啓	阿波麻植森林組合組合長			
大塚 明廣	社団法人徳島県医師会副会長	○		
鎌田 磨人	徳島大学大学院教授			
喜多 三佳	四国大学教授	○		
近藤 光男	徳島大学大学院教授	●	○	会長
近藤 真紀	四国大学教授			
佐藤 征弥	徳島大学准教授			
塩本 泰久	公益社団法人徳島県獣医師会会长	○		
谷口 順一	とくしま環境県民会議	○	○	
田渕 桂子	元社団法人日本建築士会連合会女性委員	○		
近森 嘉助	鳴門教育大学副学長	○		
津川 なち子	特定非営利活動法人徳島環境カウンセラー協議会理事	○	○	
東條 昭二	社団法人徳島県産業廃棄物処理協会会长			
百々 健一	一般社団法人徳島県建設業協会常任理事			
唐渡 義伯	徳島県農業青年クラブ連絡協議会顧問	○	○	
中 央子	徳島県消費者団体連絡会事務局長	○		
長尾 文明	徳島大学教授	◎	○	
中野 晋	徳島大学大学院教授	○		副会長
中村 英雄	特定非営利活動法人新町川を守る会理事長			
沼子 千弥	千葉大学大学院准教授			
橋本 延子	徳島県林業研究グループ連絡協議会女性部会副会長			
濱口 靖徳	社団法人徳島県獣友会会长			
林 容子	JA徳島女性組織協議会会长			
七條 和恵	徳島市内町小学校校長			
藤田 晶子	連合徳島執行委員	○		
古本奈奈代	徳島文理大学教授	○		
真坂 美江子	公募委員	○		
水口 裕之	徳島大学名誉教授			
三谷 直子	公募委員			
宮繁 敏美	元徳島県漁協女性部連合会副会長			
村上 里香	徳島県商工会議所女性会連合会会长			
本仲 純子	前徳島大学大学院教授	○	○	副会長
山内 あい子	徳島大学大学院教授			
米田 豊彦	一般社団法人徳島新聞社理事総務局長			
綿谷 春代	日本野鳥の会徳島県支部役員			
西岡 幸美	つるぎ町環境課課長補佐	○		
榎藤 敏子	徳島市環境保全課係長	○		
合計	40人	19人	6人	

● 部会長

◎部会長代理

資料6 徳島県環境基本条例

○徳島県環境基本条例

平成十一年三月二十五日

徳島県条例第十一号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針(第九条)

第二節 環境基本計画(第十条)

第三節 環境の保全及び創造のための施策等(第十一条—第二十六条)

第四節 地球環境の保全及び国際協力(第二十七条・第二十八条)

第五節 推進体制等の整備等(第二十九条—第三十一条)

附則

私たちは、鳴門海峡から太平洋までの海岸線、剣山及び吉野川をはじめとする豊かな自然の下に、特色ある文化、伝統及び産業をはぐくんできた。

徳島県では、これまで、産業活動に伴う大気の汚染及び水質の汚濁、乱開発による自然破壊等の環境問題について、各種の環境の保全のための対策が進められてきている。

しかしながら、近年の大量生産、大量消費及び大量廃棄を基調とする社会経済活動は、私たちの生活に利便性及び物質的な豊かさをもたらす一方で、廃棄物の量の増大等の都市型及び生活型の環境問題の進行並びに多種多様な化学物質による環境問題の発生をもたらし、さらには、地球全体の温暖化等の地球規模の環境問題を引き起こし、人類の存続の基盤である地球の環境までが損なわれるおそれを感じさせている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に継承する責務を有している。

このため、清浄な水及び大気、良好な自然環境、潤いと安らぎのある環境等が維持され、かつ、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会経済活動が着実に行われている活力ある社会を構築し、人と自然とが共生する住みやすい徳島を実現することに向け、私たちすべてが、共通の認識の下に、相互に協力しながら、事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に取り組むとともに、このような取組を通じて地球環境の保全に貢献する必要がある。

ここに、私たちは、健全で恵み豊かな環境を保全し、より良い環境を創造するとともに、将来の世代に継承していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 二 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、酸性雨の発生、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 三 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第三条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の県民がこの恵澤を享受するとともに人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、すべての者の参加及び相互の協力の下に、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会経済活動が行われるようになることによって、経済の発展との統合を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活における自主的な取組により積極的に推進されるとともに、国際協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施

する責務を有する。

2 県は、市町村が行う環境の保全及び創造に関する施策を支援するように努めるものとする。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、その区域の自然的社會的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県及び他の市町村と連携を図るように努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(環境の状況等の公表)

第八条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、潤いと安らぎのある環境が保全され、及び創造されること。

第二節 環境基本計画

第十条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、徳島県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 知事は、経済事情の変化、環境の状況の変化等により必要があると認めるときは、環境基本計画を変更するものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三節 環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十二条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ること等により環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者

が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制、指導その他の措置を講ずるように努めなければならない。

(誘導の措置)

第十四条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「県民等」という。)が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第十五条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全及び創造上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全等)

第十六条 県は、河川、沿岸海域等の水質に対する汚濁の負荷の低減、森林、農地等の水源をかん養する機能の向上、水辺地等の人と自然との触れ合いの場の確保等を図ることにより、良好な水環境が保全され、及び創造されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第十七条 県は、緑豊かな県土が生物の多様性、人と自然との豊かな触れ合い等に寄与していることにかんがみ、森林及び緑地を保全し、並びに緑化を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成等)

第十八条 県は、地域の環境の特性に配慮した良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進等)

第十九条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(事業者が行う環境管理の促進等)

第二十条 県は、事業者がその事業活動に係る環境への負荷の低減を図るために自主的に行う環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる環境管理が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、前項の環境管理を行うように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第二十一条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により県民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに県民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進等)

第二十二条 県は、県民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村及び県民等と連携した環境の保全及び創造に関する活動を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第二十三条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、県民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進並びに市町村及び県民等と連携した環境の保全及び創造に関する活動の推進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究開発の実施等)

第二十四条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、環境の保全及び創造に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究開発の実施並びに研究開発の成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十五条 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため必要な監視、測定、試験、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(県民等の意見の反映)

第二十六条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民等の意見を反映させるように必要な措置を講ずるものとする。

第四節 地球環境の保全及び国際協力

(地球環境の保全)

第二十七条 県は、県、市町村及び県民等がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための指針を定めるとともに、これに基づく行動を積極的に促進するものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

(国際協力)

第二十八条 県は、国及び関係機関と連携し、地球環境の保全に関する情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全及び海外の地域の環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第五節 推進体制等の整備等

(推進体制等の整備)

第二十九条 県は、その機関相互の連携を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、市町村及び県民等と連携して、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第三十条 県は、県の区域を越えた広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第三十一条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置

を講ずるように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に定められている環境の保全及び創造に関する県の基本的な計画であって、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第十条の規定により定められた環境基本計画とみなす。

(徳島県公害防止条例の一部改正)

- 3 徳島県公害防止条例(昭和四十六年徳島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(徳島県自然環境保全条例の一部改正)

- 4 徳島県自然環境保全条例(昭和四十七年徳島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(徳島県空き缶等の散乱の防止に関する条例の一部改正)

- 5 徳島県空き缶等の散乱の防止に関する条例(昭和六十三年徳島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

